

平成28年度第4回行財政改革審議会会議録

日時

平成29年3月15日（水）午後2時～午後4時

場所

流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員

洞下委員、熊坂委員、高橋委員、近藤委員、
梶間委員、石合委員、野村委員、森委員、
神田委員、浅川委員

傍聴者

1名

欠席委員

高櫻委員、井田委員、平野委員

関係部署

安井財政部長
秋元財政調整課長
福吉財政調整課長補佐、岩井主事

事務局

山田総合政策部長
渋谷行政改革推進課長
深津行政改革推進課長補佐、梅田主任主事、竹中主事

議題

流山市健全財政維持条例（案）について

内容

別添議事録（概要）のとおり

添付資料

- 【資料1】流山市健全財政維持条例（案）
- 【資料外1】第4回意見シート・・・非公開対象

(野村会長)

それでは第4回流山市行財政改革審議会を開催する。

なお、予めご報告申し上げるが、流山市では「審議会等の会議の公開に関する指針」を策定し、審議会等の会議は原則公開とする旨規定している。

本日も、既に傍聴人にお入りいただいているので、あらかじめご了解いただきたい。

また録音の申し出があったので、これを許可したい。本日の委員の出席状況については、出席委員10名、欠席委員3名であり、委員の半数以上の出席であるため、流山市行財政改革審議会条例の規定に則り、会議は成立していることをご報告する。

はじめに、本日の進行について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

それでは、本日の進行について説明させていただく。

その前に、まず資料の確認をする。

～ 資料確認 ～

次に本日の進行については、「流山市健全財政維持条例」の条例素案をベースにして、財政調整課から説明させていただく。

財政調整課から説明の後、質疑応答や意見交換等の予定である。

(野村会長)

承知した。それでは、審議を進めていきたいと思う。

まず、本日のテーマである「流山市健全財政維持条例（案）」について、条例素案に関し、財政調整課から説明をお願いしたい。

(財政調整課)

本日お配りした資料に沿って説明する。

～ 以下説明 ～

(野村会長)

それでは、会議を進行する。

事前にこの条例案は事務局から送って頂いており、質問は1件だけである。先程説明の中にあっただが既に参考資料として皆さんのお手元にある「財政の見通し」である。

質問としては第6条に関わる財政計画。既に自治基本条例で市長が財政計画を作るという形になっているので、財政計画とはどういう物かということに対する回答がこれである。お手元にある資料は実施計画の中にも出てきている。ただし、計画書という形では公表されていない。

それ以外では、特に質問は無かったという事だが、前回欠席の方もいるので、ここからは質疑あるいはご意見よろしくお願ひしたい。それでは、前回かなり意見というか案が出ていない段階であったが、前回出られていない方もいるので。浅川委員いかがか。

(浅川委員)

前回の議事録を拝見し、勉強してきた。今、ご説明いただいた条例案の中で、第3条の「市長の責務」という所は大変納得した。ただ、議会というか市議会が予算を議決したり執行を管理したり決算を認定したり、そういう議会の責務ということは書かなくていいのか。もうひとつ、それと繋がるが、議会は市民の信託に基づく、代表機関でもあるので、市民が行政活動によって得られる利益とか根拠サービスが市民の相当の負担の上に成り立っているということをもっと認識し、財政に関して理解を深めていくという意味でも市民の責務ということもどこかに明記した方がよいのでは。しかし、それは市議会の責務にも含まれるのかとも思うが、あえて、市長の責務を条例の中に入れた上で、議会や市民の責務については触れられていないというのは何か意図があるのか。

(野村会長)

それでは、財政調整課の回答はいかがか。

(財政調整課)

元々、議会には私達を監視する役割というのがもちろんあり、例えば、ここに書かなくても財政状況が悪くなったというのが議会の責任という

ことであれば、議員は当然、次の選挙に出てきて、そこで市民の方のそういう判断を得ることができるという意味においては、あえてここに書くことは無かったということである。

(財政部長)

補足させてもらおうと、説明しておかないといけないのが、予算の提案権というのは市長のみにあるため、この条例は市長の予算編成における姿勢というか、今現在の健全な財政状況を維持した予算編成を行うことを決意表明したものであるもので、市長の責務だけを規定しているものだとご理解いただきたい。

(野村会長)

他に同じようなご意見がある方もいるかと思うが財政調整課の回答としては今言われたとおりということである。

近藤委員はいかがか。

(近藤委員)

前回の議事録を拝見させていただき、その内容についてと、今日の事もよろしいか。

前回の議事録を確認させていただき、指標に関する様々な議論がなされているが、それを受けて、財政調整課から2分の1という基準を条例の中に明記するというようなことをいただいた。私は条例に基準が一般的に明記されているのはあまり見たことがないが、むしろ、流山市のように基準を明記して公的拘束力を持たせるということが、かなり重要なのかなと思う。財政の維持、健全化ということを実際に取り組んでいくのだということのために条例の中に明記することは価値があるのかなと感じた。極めて素晴らしいことだと思う。

本日、ご説明いただいたことで何点かあるのだが、第10条のところの予算編成で、行政評価の結果を予算編成に反映させなければならないということで、これは必ずやるということじゃないのか。各部局で行政評価を行なって予算編成を行うと思うのだが、行政評価の結果を予算編成に結びつける行政評価の手順とか仕組みがあると思うが、その中の予算編成の繋がりというのは何か含まれているか。

(財政調整課)

今回の予算編成は終わっているが、プロセスとして、各部局で事業の一覧があり、それは各部に割り当てられた予算の規模、こういった時には各部局長がリーダーとなって部内で予算の順番を決める。そこで行政評価のシステムを使って、費用対効果の高いものとか、実効性の高いもの、そういうものを優先的にやっていく。そういうようなルール、仕組みになって予算編成を行うようになってきている。

(近藤委員)

そういうような仕組みが確立されて、編成の時に活用しているということか。

(財政調整課)

そのとおりである。

(近藤委員)

もうひとつ、第4条の財政情報の公表ということで、財政白書を作成して公表するということよろしいか。財政白書はかなり解説があってわかり易いと思う。ただ、勉強するつもりの人が見たら、かなりわかり易いと思うが、市民の方がこれを見たら圧倒されてしまうことも多々あると思う。財政白書を作成してわかり易いということも必要だとは思いますが、市民に流山市として重点的に伝えたいことをエッセンスとして、何か情報を開示するとか提供するとかといったような取り組みというのは無いのか。あるいは、財政に関する市民からの問合せとか、そういった実績が無いかどうかお聞きしたい。

(財政調整課)

今、流山市が置かれている状況を公表する一番の手段として財政白書がある。また、流山の広報においては、例えば新年度の予算がどうなっているか、決算がどうなったとか、そういう情報はお示しするようにはしている。

(財政部長)

補足させていただくと、確かに、財政白書はかなりのボリュームになって色々なところが入っている。市民の皆様には、なかなか分かりづらいつころもあるかと思うので、8ページ程度の概要版というのを作っている。

例えば財政白書の16ページにあるような流山市の財政状況がどうなのかというようにところに特化したものでお知らせしている。財政白書は色々なところで意見をいただき、中身については見直しをしている。少し分かりづらいつ意見があれば、なるべく次回にそれを反映している。今後も市民等から意見をいただき、わかり易いものを作っていくたい。

(近藤委員)

概要版というのは、どういった形で情報提供されているのか。

(財政部長)

財政白書本体にも載っているが、ホームページにも掲載している。

(野村会長)

「広報ながれやま」に出ているのは概要版のさらに一節ですか。

(財政調整課)

予算決算の状況はこれとは違い、だいぶ簡略化してわかり易くしたものを広報には出している。

(野村会長)

その他の委員の方は前回来られています、今日さらにご説明いただいて、ご質問等あればよろしくお願いたします。

(森委員)

審議の進め方なのだが、こういう条例案が出ている内容について、審議会としては一条文ずつ見ていくのか。それとも、今あったように、全体として質問し、表現もあるいは条例そのものについては議会で審議す

るから、そこまでは立ち入らないで議論の末、審議会としては承認しましたというふうにやるのか。

(野村会長)

審議会としてこうやろうというのは決めてなかったもので、前回のひとつずつといっても、一番議論したところは第13条の2分の1のところであるので、逐条解説に沿ってではなく、全体でよいと思う。既に出ているご意見も飛び飛びになっているので、そういう形でいきたいと思う。

(森委員)

自治基本条例第23条第6項に「市長は、財政運営の健全化、公開性及び効率性を推進する制度を構築します。」とあり8年経っているが、今回の条例は、これに基づいて策定するものか。

(財政調整課)

そのとおりである。

(森委員)

なぜ時間がかかったのか。

(財政部長)

過去の議会の一般質問で、市長が答弁しているように、現在、社会保障と税の一体改革が行われている中で、地方財政制度が大きく変わり健全化の指針自体も変わる可能性があったため、その動向を見極めたうえで検討したいと考えていた。

そんな中で消費税が8%になり、10%になる時期も具体的となってきたことから、ここで検討を始めたものである。条例なので規定の仕方についても、ある程度柔軟な対応が可能なものとなっている。

(野村会長)

梶間委員、いかがか。

(梶間委員)

自治基本23条5項に「市長は、歳入における市税の2割を超える地方債を発行する事業を実施する場合は、市民投票などの多様な方法によって必ず市民に意見を求め、その結果を尊重しなければならない」とあり、地方債の発行の問題、2分の1にする問題、借金、地方債の抑止等、この問題をどう捉えているか。2分の1にする根拠が具体的ではない。

(財政調整課)

大規模事業が何年か続くが、その都度、健全財政維持条例にひっかかってくるため、市債を乱発して、国の基準を超えることはない。そのため2分の1で基準を作りたい。

(財政部長)

健全化指標の中で重要な点は、財政白書の58・59ページのとおり、将来負担比率が上昇傾向にある中、実質公債費率が一貫して減少している。この理由は3つあると分析している。

まず1点目は、分母の標準財政規模で、これは地方債の償還財源にまわせる一般財源総額であるが、これが人口増加に伴い上昇していること。

2点目は、償還に際し交付税措置のある地方債を厳選して借入れていること。

3点目は、社会経済状況の変化に伴う借入金利の低下である。

過去に発行した高金利の償還が終了してきており、現在の史上最低の金利の借り入れに置き換わってきている。必要な社会資本整備を進めている本市にとっては、ストックである将来負担比率は多少上がっても、フローの実質公債は下がっている。このため、他の義務的経費である人件費や扶助費にまわせるキャッシュは増えることになる。これらのバランスを見て財政運営を行うことが重要であると認識している。

社会経済状況の変化により金利が急上昇し、実質公債比率が上昇する際には、やはり国基準の2分の1で折り返すのが重要であると考えている。

(野村会長)

他にないか。

(洞下委員)

流山市健全財政維持条例（案）の第5条と自治基本条例の第23条は内容が重複することが、あえて入れる必要性があるのか。条項に定める前に、何を分析するのか、どのように分析するかが大切であると思う。

（財政部長）

この条例の中で健全な財政状況の維持が完結できるように定めたもの。この条例で大きな枠組みは示しているが、流山市健全財政維持条例（案）の第4条や第6条などで規定する公表の様式などの細かい点では、第15条に規定してあるように市長が別に定めるとしている。地方財政制度の変化などに柔軟に対応していかなければならないので、その都度市長が決めることとなる。

（森委員）

眼目は2分の1だが公的拘束力や権限はあるのか。

（財政部長）

メインは財政状況がどのような状況になったらどこで折り返すかで、市民の方にはその基準をお約束するため、仕組みとして書いている。いちばん理解していただきたいことは財政当局としてこの数値であれば十分に財政状況を改善していけるという早期の折り返し点をお示ししたということ。その時点での地方財政対策のあり方を踏まえたうえで指標を下げていくためにはどのような対策を取っていくのが最善かの判断を行い、「健全財政維持計画」を策定し、それに沿って確実に指標を下げていくことを表明したものである。

（野村会長）

神田委員どうか。

（神田委員）

メインである2分の1を明確にしたほうがよい。流山市の財政白書はとても読みやすいと思います。解説「市は」と「市長は」という部分の違いが分かりにくいので明確にした方がよいのでは。

(野村会長)

逐条解説があるので市民が理解しやすいと思うが、2分の1の中身は書いていないので解説した方が良いと思う。

(野村会長)

それ以外あるか。

(森委員)

流山市健全財政維持条例(案)第8条に「努めなければならない」という表記があるが「しなければならない」に出来ないか。そうすべきだと思うがどうか。

(財政部長)

一番難しい点である。財政調整積立基金は、3.11の東日本大震災の際の放射能対応などの際に一時的に財政調整で取り崩さなければならないことがあった。今後も何があるか分からない状況の中で、ある一定額は確保したいと考えているが、努力規定とするのが精一杯である。

(野村会長)

そうであれば、そのへんは曖昧でも仕方がないような気がする。

他にあるか。ないようですので、今後のスケジュールはどうなるか。

(財政調整課)

希望としてはゴールデンウィーク明けに答申を頂ければ、6月議会に報告し、9月にパブリックコメントをした後、意見をまとめて12月議会に上程したいと考えている。

(野村会長)

それでは答申案を年度明けの4月中に審議会を開催し、連休明けに会長・副会長でまとめて、その後答申する流れとなると思うが、詳細の日程は事務局の方から連絡していただきたい。

次に次回の審議会の予定やお配りしてある意見シートについて、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

まず、次回の審議会については、調整の上、候補日をメールでお送りし、委員の皆さまのご予定を確認のうえ、通知させていただきたいと思う。メールが届いたら、ご返信いただくようお願いしたい。

また、本日配布した意見シート(第4回)に、本日の資料や審議内容に関する事で、発言できなかったこと、意見等があれば記載していただき、取りまとめたものを次の審議会で提示するので、これからの審議の材料にしていただきたい。

こちらは本日の審議会終了後、すぐに電子メールを送る。

事務局からは以上である。

(野村会長)

日程については調整していただき、候補の週が決まり次第、事務局からメールが来るようですので、そういうことで了解いただければと思う。

また、本日言いそびれた意見等があれば意見シートの提出をお願いしたい。

他になければ、以上をもって、第4回行財政改革審議会を終了する。

以上